

## 光市公告第8号

光市立小中学校空調設備整備事業について、公募型プロポーザルに係る受託事業者を募集するため、下記のとおり公告する。

平成31年1月28日

光市長 市川 熙

### 記

#### 1 業務名

光市立小中学校空調設備整備事業

#### 2 業務内容

設計・施工一括発注方式により、光市立小中学校の普通教室に空調設備を設置する。

#### 3 契約期間

契約を締結する日から平成32年3月31日まで

#### 4 参加資格

別紙 光市立小中学校空調設備整備事業公募型プロポーザル募集要項の「3 参加資格要件（1）（2）（3）（4）」による。

#### 5 審査・選定等

##### （1）選定審査

光市立小中学校空調設備整備事業者選定委員会により行う。

## (2) 選定審査方法

提出された企画提案書の内容、当該企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングにより、業務の受託に最も適した者を選定し、優先交渉権者として特定する。

## 6 手続等

### (1) 光市立小中学校空調設備整備事業に係る公募型プロポーザル募集要項等（以下「募集要項等」という。）の入手方法

市ホームページ(<http://www.city.hikari.lg.jp/>)から入手すること。

### (2) 参加者構成表（様式第1号～様式第3号含む。）及び企画提案書の提出 ア 提出場所

〒743-0011

山口県光市光井九丁目18番3号

光市教育委員会教育総務課

### イ 提出期限

平成31年2月19日（火）

（光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

### ウ 提出方法

上記ア 提出場所へ直接持参すること。

### エ 提出書類

提出書類、様式及び部数については、募集要項等による。

## 7 契約の締結

5の（2）により特定した優先交渉権者と随意契約交渉を行う。なお、優先交渉権者が辞退したとき、資格要件を欠くと判断されたとき、又は随意契

約の交渉が不調となったときは、次点者と順次、随意契約の交渉を行う。

## 8 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、光市教育委員会教育総務課管理係（電話：0833-74-3601）とする。
- (2) 提出書類等の作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、本プロポーザルの目的以外では参加申込者に無断で使用しない。
- (4) 提出された書類等は、返却しない。
- (5) その他詳細は、募集要項等による。